

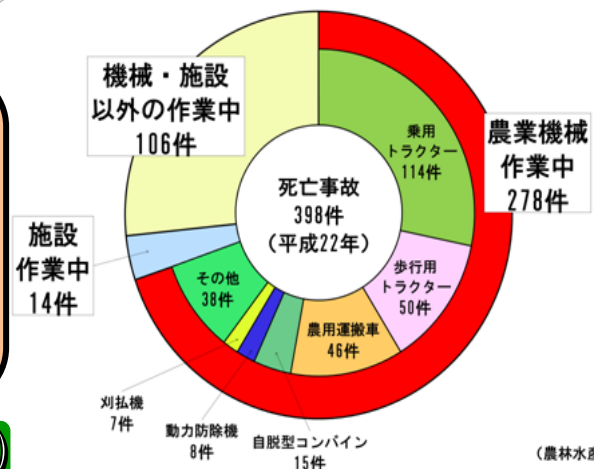
NO!!! 作業事故

農業の死亡事故数は年間400件

農作業中の死亡事故は、他産業よりも発生率が高く、全国で毎年約400件発生しています。

交通事故や建設作業による死亡事故が年々減少している中、農作業死亡事故件数は昭和46年以降変わらない水準で推移している状況です。

鹿児島県は全国の中でも農作業死亡事故の発生率が高い県であり、毎年約15名もの貴い命が失われています。



都道府県別農作業死亡事故発生件数(単位:件)

	H20	H21	H22	H23	H24
全国計	374	408	398	366	350
1位	熊本(23)	兵庫(20)	福島(22)	北海道(21)	北海道(20)
2位	岩手(20)	鹿児島(19)	北海道(18)	鹿児島(19)	鹿児島(18)
3位	福岡(19)	福島(19)	新潟(18)	福島(16)	千葉(16)
4位	福島(18)	愛媛(19)	兵庫(17)	茨城(16)	島根(15)
5位	鹿児島(14)	新潟(18)	宮崎(16)	長野(15)	熊本(14)

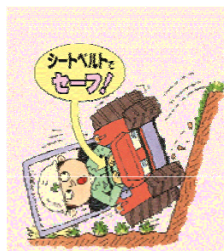
鹿児島県の農作業死亡者数は全国の中で上位!

少しの油断で命取り!
毎日確認をしましょう!



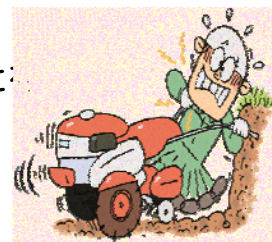
トラクター

- ①シートベルトを着用しよう。
- ②安全フレームを立てよう。
- ③道路走行中はブレーキペダルを連結!
- ④側溝などの危険個所には目印を立てよう。



耕うん機

- ①後退時の挟まれ注意!
後ろに障害物が無いことを確認しよう。
- ②後進時のハンドル跳ね上がり注意!
発進時にはゆっくりと。



刈払機

- ①保護カバーを付けよう。
- ②保護メガネ、手袋をしよう。
- ③空き缶や石を拾おう。
- ④作業中の人の15m以内には近づかない!



その他にも大切!

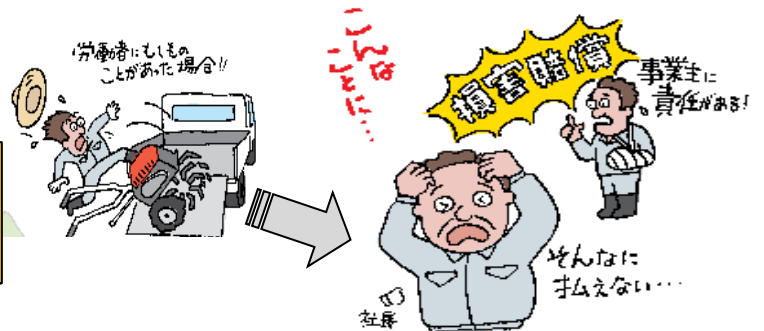
- ① 機械がつまったらスイッチを切って!
- ② 作業に合った服装をしよう!
- ③ 携帯電話を持ち歩こう!
- ④ 休憩・水分補給はこまめに!
- ⑤ **万一に備えて、労災保険に加入しよう!**

「労災保険」をご存知ですか？

労災保険とは、正社員やアルバイトなど労働者の怪我や病気・死亡などに対する国の補償制度です。本来、労働者が業務中に被災した場合、使用者が一切の補償を負担しなければなりません。しかし労災保険に加入していれば、下記のような手厚い補償を受けることができます。労働者を1人でも雇う場合は、万が一に備えて必ず加入しましょう！

補償内容の一例	療養補償給付 療養給付	●農作業事故によるケガや病気を病院等で治療する場合 必要な治療が無料で受けられます。
	休業補償給付 休業給付	●農作業事故によるケガや病気の治療のため労働することができない日が4日以上となった場合 休業4日目以降、休業1日につき給付基礎日額の80%が支給されます。
	障害補償給付 障害給付	●農作業事故によるケガが治った後に障害等級に該当する障害が残った場合 障害の程度に応じた年金または一時金が支給されます。

※このほか、万が一農作業事故で死亡した場合、遺族に支払われる遺族補償給付や埋葬給付などがあります。



労災保険料は、全従業員の年間賃金×1.3%です

(例) 賃金総額200万円の場合・・・
200万円×1.3%=26,000円(年間)
※その他、委託手数料5%をいただいております。

農家や家族・役員でも加入できるの？

本来、労災保険とは従業員を守ることが目的の制度ですが、農業の場合は事業主も農作業を行うことがほとんどです。そのため、その業務の実情から労働者に準ずるものも、特別に加入が認められています。

つまり、事業主や家族従事者、法人役員の方も、一定の要件を満たせば特別加入ができます。

特別加入は以下の3種類から選択できます

特別加入の労災保険料一覧

	中小事業主	特定農作業従事者	指定農機従事者
加入資格	年間100日以上労働者を使用する見込みのある事業主とその家族従事者。法人の場合は、その代表者等。(原則として対象者全員を包括加入)	年間農業生産総販売額300万円以上又は経営耕地面積2ha以上の規模の個人経営者。	指定の機械を使用し、土地の耕作又は開墾又は植物の栽培若しくは採取の作業を行う者。
加入・補償対象となる作業	特定されていない	1.動力駆動機械作業 2.2m以上の高所作業 3.酸素欠乏危険箇所作業 4.農業散布作業 5.牛・馬・豚に接触する作業	指定農業機械での作業(動力耕耘機その他の農業用トラクター、自走式田植機、動力草刈機、トラック、自走式運搬用機械など)
補償対象となる場所	特定されていない	ほ場 牧場 格納庫 農舎 畜舎 畑 田舎 草刈場 ライスピタ、むす サイロ等	ほ場、ほ道
補償対象となる時間帯	労働者と同様に働く時間 ※事業主本来の業務を行う時間は対象外	特定されていない	特定されていない

給付基礎日額	年間保険料(特別加入)		
	中小事業主等	特定農作業従事者	指定農機従事者
A	A×365日×13/1,000	A×365日×9/1,000	A×365日×3/1,000
4,000円	18,980円	13,140円	4,380円
5,000円	23,725円	16,425円	5,475円
6,000円	28,470円	19,710円	6,570円
7,000円	33,215円	22,995円	7,665円
8,000円	37,960円	26,280円	8,760円
9,000円	42,705円	29,565円	9,855円
10,000円	47,450円	32,850円	10,950円
12,000円	56,940円	39,420円	13,140円
14,000円	66,430円	45,990円	15,330円
16,000円	75,920円	52,560円	17,520円
18,000円	85,410円	59,130円	19,710円
20,000円	94,900円	65,700円	21,900円
22,000円	104,390円	72,270円	24,090円
24,000円	113,880円	78,840円	26,280円
25,000円	118,625円	82,125円	27,375円

※給付基礎日額Aは、農業所得に応じた適正な金額を各自で選択します。
※その他、委託手数料5%をいただいております。

労災保険のお手続きは、お近くのJAまで。

お問い合わせ 農業経営支援部 0995-43-7396